

SOR 取引・PTS 取引及び Kai-X を通じた取引に関する約款
(旧：SOR 取引及び PTS 取引約款)

新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第 1 条 (本約款の趣旨) この約款は、お客様が、楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）を介して行う、次に掲げる取引に関する当社とお客様の権利・義務に関する事項を定めるものです。<u>なお、本約款において、チャイエックス・ジャパン株式会社（以下「チャイエックス社」といいます。）が提供し運用する媒介業務サービスでのマッチングシステム（以下「Kai-X」といいます。）に係る規定は、Kai-X をご利用になるお客様のみの適用となります。</u> (1) SOR システムを介して下記 (ア) ～ (エ) で行う有価証券の売買取引 (ア)<u>チャイエックス社が運営する私設取引システム（以下「PTS」といいます。）</u> (イ)<u>SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する PTS</u> (ウ)<u>東京証券取引所立会外市場（以下「ToSTNeT」といいます。ただし、Kai-X により取り次がれた注文に係るものに限ります。以下同じ。）</u> (エ)<u>株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）</u>	第 1 条 (本約款の趣旨) この約款は、お客様が、楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）を介して行う、次に掲げる取引に関する当社とお客様の権利・義務に関する事項を定めるものです。 (1) SOR システムを介して行う<u>チャイエックス・ジャパン株式会社（以下「チャイエックス社」といいます。）及び SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）（これら 2 社は、私設取引システム運業者であり、以下 2 社を総称して「PTS 等運営会社」といいます。）が運営する私設取引システム、又は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における有価証券の売買取引</u>

新	旧												
（２）<u>PTS</u>で行う有価証券の売買取引（以下、（１）と（２）を総称して「本取引」といいます。）	（２）<u>私設取引システム</u>で行う有価証券の売買取引（以下、（１）と（２）を総称して「本取引」といいます。）												
第２条（自己責任の原則） お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項及び慣行等に従い、本取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項のほか、別途お客様に提供する「SOR取引・PTS取引及びKai-Xを通じた取引に関する説明書」（以下「本件説明書」といいます。）の内容を十分理解し、<u>本件説明書</u>に則って取引することに同意のうえ、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。	第２条（自己責任の原則） お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項及び慣行等に従い、本取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項のほか、別途お客様に提供する「SOR取引<u>及び</u>PTS取引説明書」（以下「本件説明書」といいます。）の内容を十分理解し、<u>同説明書</u>に則って取引することに同意のうえ、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。												
第３条（用語の定義） 本約款における用語の意義は、次に掲げるとおりとし、その他の用語は金融商品取引法その他の諸法令、日本証券業協会、東京証券取引所及び株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項及び慣行（以下「法令等」といいます。）で定める定義に従うものとします。なお、次に掲げる用語の当社における具体的な内容その他必要事項は、説明書や当社ウェブサイト等でご案内いたします。 <table><tr><td>①</td><td>SORシステム</td><td>金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、注文を執行するシステムをいいます。</td></tr><tr><td>②</td><td><u>PTS</u></td><td>Proprietary Trading Systemの略称で、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムを<u>指し</u>ます。</td></tr></table>	①	SORシステム	金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、注文を執行するシステムをいいます。	②	<u>PTS</u>	Proprietary Trading Systemの略称で、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムを <u>指し</u> ます。	第３条（用語の定義） 本約款における用語の意義は、次に掲げるとおりとし、その他の用語は金融商品取引法その他の諸法令、日本証券業協会、東京証券取引所及び株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項及び慣行（以下「法令等」といいます。）で定める定義に従うものとします。なお、次に掲げる用語の当社における具体的な内容その他必要事項は、説明書や当社ウェブサイト等でご案内いたします。 <table><tr><td>①</td><td>SORシステム</td><td>金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、<u>自動的に注文</u>を執行するシステムをいいます。</td></tr><tr><td>②</td><td><u>私設取引システム</u></td><td><u>一般に「PTS (Proprietary Trading System)」といわれており、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムをいいます。</u></td></tr></table>	①	SORシステム	金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、 <u>自動的に注文</u> を執行するシステムをいいます。	②	<u>私設取引システム</u>	<u>一般に「PTS (Proprietary Trading System)」といわれており、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムをいいます。</u>
①	SORシステム	金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、注文を執行するシステムをいいます。											
②	<u>PTS</u>	Proprietary Trading Systemの略称で、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムを <u>指し</u> ます。											
①	SORシステム	金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、 <u>自動的に注文</u> を執行するシステムをいいます。											
②	<u>私設取引システム</u>	<u>一般に「PTS (Proprietary Trading System)」といわれており、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムをいいます。</u>											

新			旧		
③	<u>PTS等運営会社</u>	金融商品取引法第30条第1項に基づき内閣総理大臣の認可を受けて <u>PTS</u> の運営を行う金融商品取引業者をいい、 <u>チャイエックス社及びジャパンネクスト社の2社を指します。</u>	③	<u>私設取引システム運業者</u>	金融商品取引法第30条第1項に基づき内閣総理大臣の認可を受けて <u>私設取引システム</u> の運営を行う金融商品取引業者をいいます。
④	PTS取引	<u>PTSにおける取引をいいます。</u>	④	PTS取引	<u>私設取引システムによる取引をいいます。</u>
⑤	SOR注文	SORシステムを利用した注文をいい、最良執行方針に基づき、 <u>PTS、ToSTNeT及び東証の全部又はいずれかに取次ぐ注文をいいます。</u>	⑤	SOR注文	SORシステムを利用した注文をいい、最良執行方針に基づき、 <u>私設取引システム、及び東京証券取引所の全部又はいずれかに取次ぐ注文をいいます。</u>
⑥	PTS注文	お客様の指示により、 <u>PTS</u> に取次ぐ注文をいいます。	⑥	PTS注文	お客様の指示により、 <u>私設取引システム</u> に取次ぐ注文をいいます。
⑦	<u>Kai-X</u>	<u>チャイエックス社が提供し、運用する媒介業務サービスのマッチングシステムをいいます。</u>	<u>(新設)</u>		
第4条（申込み） （現行どおり） 2 前項に関わらず、 <u>Kai-X への注文は、所定の利用条件を満たした方のうち、ご利用をお申込みされた方についてのみ、SOR を介してご利用いただけます。</u>			第4条（申込み） （記載省略） <u>(新設)</u>		
第5条（遵守すべき事項等） お客様は、当社との間で行う本取引に関しては、法令等 <u>のなかで</u> 本取引に関連する条項に従うとともに、本取引で取引する有価証券の発行会社に適用される法令等に関し、当社から指示のあったときは、その指示に従うものとします。 2 当社は、お客様の利益に資すると判断する場合その他必要がある場合に、 <u>PTS 等運営会社</u> の一方又は両方に PTS 注文を取次がないことがあります。			第5条（遵守すべき事項等） お客様は、当社との間で行う本取引に関しては、法令等 <u>中、</u> 本取引に関連する条項に従うとともに、本取引で取引する有価証券の発行会社に適用される法令等に関し、当社から指示のあったときは、その指示に従うものとします。 2 当社は、お客様の利益に資すると判断する場合その他必要がある場合に、 <u>チャイエックス社及びジャパンネクスト社</u> の一方又は両方に PTS 注文を取		

新	旧
また、チャイエックス社及びジャパンネクスト社以外の <u>PTS 等運営会社</u> に注文を取次ぐときがあります。	次がないことがあります。また、チャイエックス社及びジャパンネクスト社以外の <u>私設取引システム運営業者</u> に注文を取次ぐときがあります。
第6条（本取引の内容） （現行どおり）	第6条（本取引の内容） （記載省略）
第7条（免責事項） 当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責を負わないものとします。 ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等（当社のみならずPTS等運営会社が運用するシステム機器等を含みますが、これらに限りません。）の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、PTS等運営会社がSORシステム、<u>PTS</u>もしくは<u>Kai-X</u>の運営ができなくなったか、または当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。 ②～⑥（現行どおり） ⑦ 当社またはPTS等運営会社の判断（金融商品取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む）により、SORシステム、<u>PTS</u>について、全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合。 ⑧～⑩（現行どおり） ⑪ 前各号のほか総合証券取引約款第<u>53</u>条に掲げる事由が生じた場合。 2（現行どおり）	第7条（免責事項） 当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責を負わないものとします。 ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等（当社のみならずPTS等運営会社が運用するシステム機器等を含みますが、これらに限りません。）の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、PTS等運営会社がSORシステム、<u>私設取引システム</u>の運営ができなくなったか、または当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。 ②～⑥（記載省略） ⑦ 当社またはPTS等運営会社の判断（金融商品取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む）により、SORシステム、<u>私設取引システム</u>について、全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合。 ⑧～⑩（記載省略） ⑪ 前各号のほか総合証券取引約款第<u>52</u>条に掲げる事由が生じた場合。 2（記載省略）
第8条（報告書等の作成及び提出） （現行どおり）	第8条（報告書等の作成及び提出） （記載省略）
第9条（本約款の解約） 次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、お客様の同意を得ずに、本約款に定める各契約を解約することができるものとします。但し、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく	第9条（本約款の解約） 次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、お客様の同意を得ずに、本約款に定める各契約を解約することができるものとします。但し、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく

新	旧
債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。 ① お客様が証券総合口座を解約したとき。 ② お客様が本約款の条項のいずれかにつき重大な違反を犯し、当社が本約款の解約を通告したとき。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。 ① お客様が証券総合口座を解約したとき。 ② お客様が本約款の条項のいずれかにつき重大な違反を犯し、当社が本約款の解約を通告したとき。 ③ <u>第15条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。</u> ④ <u>前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が認める事由に該当したとき、またはやむを得ない事由により、当社がお客様に対して解約の申出をしたとき。</u>
第10条（売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時間外取引） お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社は、PTS等運営会社への注文取次ぎを停止するなど本取引を制限し、またPTS等運営会社が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時間外に本取引を行うことに同意するものとします。 ①（現行どおり） ② SORシステム、<u>PTSもしくはKai-Xの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でない</u>と当社またはPTS等運営会社が認めたとき ③～⑥（現行どおり）	第10条（売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時間外取引） お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社は、PTS等運営会社への注文取次ぎを停止するなど本取引を制限し、またPTS等運営会社が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時間外に本取引を行うことに同意するものとします。 ①（記載省略） ② SORシステム、<u>私設取引システムについて、の稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でない</u>と当社またはPTS等運営会社が認めたとき ③～⑥（記載省略）
第11条（臨時停止、臨時挙行の通知） （現行どおり）	第11条（臨時停止、臨時挙行の通知） （記載省略）
第12条（注文の執行） 当社は、お客様が本取引を発注する際に、SOR注文である旨、又はPTS注文である旨のお申し出があった場合のみ<u>PTS</u>へ取次ぎます。	第12条（注文の執行） 当社は、お客様が本取引を発注する際に、SOR注文である旨、又はPTS注文である旨のお申し出があった場合のみ<u>私設取引システム</u>へ取次ぎます。
第13条（PTS等運営会社におけるシステム障害時における注文の処理） PTS等運営会社におけるシステム障害又はそのおそれがある場合により売買取引を停止する場合には、すべて<u>又は一部の受注を停止することがあり</u>	第13条（PTS等運営会社におけるシステム障害時における注文の処理） PTS等運営会社におけるシステム障害又はそのおそれがある場合により売買取引を停止する場合には、<u>原則としてすべての受注を停止するものとし</u>

新	旧
ます。 2 PTS等運営会社におけるシステム障害が発生する前にPTS等運営会社が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、<u>そのすべて又は一部が取消されることがあります。</u> 3 (現行どおり) 4 PTS等運営会社のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合には、その約定は無効な約定として取消されることが<u>あります。</u>	ます。 2 PTS等運営会社におけるシステム障害が発生する前にPTS等運営会社が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、<u>原則としてすべて取消されることがあるもの</u>とします。 3 (記載省略) 4 PTS等運営会社のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合には、<u>原則としてその約定は無効な約定として取消されることがあるもの</u>とします。
第14条 (総合証券取引約款等の適用) (現行どおり)	第14条 (総合証券取引約款等の適用) (記載省略)
第15 条 (本約款条項の変更) 本約款は、各金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときまたは当社が必要と判断したときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき改正されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> <u>2～4 (削除)</u>	第15 条 (本約款条項の変更) 本約款は、各金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときまたは当社が必要と判断したときは、改正されることがあります。 <u>2 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。</u> <u>3 前項の場合を除き、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。</u> <u>4 第2項の通知が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。</u>
(2020 年 1 月)	(平成 29 年 12 月)

以上